

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：みなかみ町水道事業特別会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	平成17年10月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名		職員数 (H23. 4. 1現在)	11
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上 (年度)		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	42.8 (H21年度)	財政力指数	0.496 (H22年度)
資金不足比率（健全化法）（％）	(年度)	財政力指数（臨財債振替前）	(年度)
経常収支比率（％）	89.3 (H21年度)	実質公債費比率（％）	15.4 (H22年度)
		将来負担比率（％）	100.3 (H21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年10月1日 合併前市町村：月夜野町・水上町・新治村] 月夜野町上水道事業と水上町水道事業を統合し、みなかみ町水道事業を設置する。 月夜野町簡易水道事業と新治村簡易水道事業を統合し、みなかみ町簡易水道事業を設置する。 平成23年4月1日、みなかみ町水道事業とみなかみ町簡易水道事業を経営統合し、みなかみ町水道事業を設置する。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	みなかみ町水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成23年～平成27年
計画策定責任者	みなかみ町長 岸 良昌
既存計画との関係	行財政改革行動指針（H18～H27）・公営企業経営健全化計画（H19～H28）
公表の方法等	町広報・ホームページ及び議会報告説明
基 本 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・年々減少を続ける有収水量は、今後も減少傾向にありその状況に対応しつつ安定かつ安全な水の給水のため効率的な事業展開を行う。 ・合併によるメリットを十分に活かし経費の削減を行うとともに、必要に応じ柔軟に水道料金の見直しを検討し、料金の適正化に努め累積欠損金の早期解消を目指す。 ・建設投資の実施に当たっては、需要の動向を踏まえ、投資規模の適正化・整備進度の調整等に配慮し過大な投資及び不必要な先行投資とならないよう計画的な実施に努める。損益勘定留保資金の活用により、企業債の発行を必要最小限に抑える方向で事業を進める。 ・組織については施設の統廃合を含め、社会情勢の変化、住民サービス需要の動向に弾力的に対応しつつ、総合的・機能的な企業経営が可能となるよう簡素で効率的な組織・機構への見直しを行う。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>平成17年10月1日の新設合併により旧水上町と旧月夜野町の水道事業を統合し「みなかみ町水道事業」（法適用）が発足した。</p> <p>その後、平成23年4月1日旧新治村が主で運営していた簡易水道特別会計（法非適用）と会計統合を行い、公営企業化の推進を図り、財務体制の明確化により、効率的な事業運営を開始した。</p> <p>合併後の水道需要は、生活様式の変化や少子高齢化に伴う人口の減少、景気の低迷による観光人口の減少、大手旅館の倒産等により減少傾向であり、合併後に行われた料金改定（町内料金統一）も予定の利益に達しない結果となった。</p> <p>山間部に点在する集落が多い当町は、給水面積が広く、管理施設も広範囲の上、多施設となっており経費の面で非効率な部分を抱えている。</p> <p>経営統合前の水道事業は料金改定等により一時借入金を完済し、純利益も恒常的に計上できるようになり一定の経営改善が行われた。</p> <p>経営統合後は、効果が収支に反映されず、基準外繰入は行わない方向で調整していたが、経費の不足分を従前の会計で賄いきれないため当分の間基準外繰入を行うこととした。</p>
経営課題	<p>課題 ① 料金水準の適正化</p> <p>合併前は、収益的収支で純損失が継続的に計上されていても、資本的収支で資金が足りていれば料金改定を行わなかった。その事が現在の累積欠損金を生んでいる。適正な原価計算に基づき水道料金の算定を行う。</p> <p>課題 ② 維持管理等サービス供給コストの節減合理化</p> <p>地域的な特徴から山間部に水道施設が点在しており、水源の確保や集落間に距離があり統合が難しい為、効率的な管理体制を整備する必要がある。</p> <p>また、費用対効果等を考慮し、民間委託が実施できる業務は検討を行う。</p> <p>課題 ③ 給与水準・定員管理の適正合理化</p> <p>町で策定した「行財政改革行動指針」に従い、民間委託等も視野に入れ、組織の簡素化・事務の効率化を図りつつ定数管理の適正・合理化を行う。</p> <p>課題 ④ 資本投下の抑制</p> <p>水道施設の老朽化・耐震化・水質基準改正等により更新の必要な施設が多々ある中で、今後の需要の動向を踏まえ規模の適正化・優先順位を考慮し過大投資にならないような建設・改良が求められる。補助金・内部留保資金等を有効に活用し、経常経費の削減及び企業債の抑制を行う。</p> <p>課題 ⑤ 未収金の回収</p> <p>地域的な特徴でもある温泉街を抱え、旅館・ホテル等の未収金が多額にあり会計を圧迫している。合併後滞納整理室を設置し未収金の回収に努めているが大口の回収が進まない状況にある。引き続き給水停止処分、支払督促制度を活用し未収金回収に努める。また住民サービスの点からコンビニ収納を平成23年10月より行う。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体

が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円,%)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 業 債	9	291	245	51	91	79	218	10	53	193
	2. 資本費平準化債										
	3. 他会計出資金	1									
	4. 他会計補助金	40	52	59	79	59	50	44	46	48	49
	5. 他会計負担金	3	1								
	6. 他会計借入金										
	7. 国(都道府県)補助金		12	11	8	22	6	14		11	11
	8. 固定資産売却代金										
	9. 工事負担金	6	7	1	1	2					
	9. その他					1					
計 (A)	59	363	316	139	175	135	276	56	112	253	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
純 計 (A)-(B) (C)	59	363	316	139	175	135	276	56	112	253	
資 本 的 支 出	1. 建設改良費	48	96	74	95	161	92	117	70	113	226
	うち職員給与										
	2. 企業債償還金	127	371	341	152	146	145	295	146	143	138
	3. 他会計長期借入金返還金										
	4. 他会計への支出金										
5. その他											
計 (D)	175	467	415	247	307	237	412	216	256	364	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	116	104	99	108	132	102	136	160	144	111	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	84	49	84	77	77	101	135	159	143	110
	2. 利益剰余金処分額										
	3. 繰越工事資金										
	4. その他	2	30	1	1	3	1	1	1	1	1
計 (F)	86	79	85	78	80	102	136	160	144	111	
補填てん財源不足額 (E)-(F)											
他会計借入金現在高 (G)											
企業債現在高 (H)	2,231	2,151	2,055	1,953	1,899	1,833	1,756	1,620	1,530	1,585	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	うち基準内繰入金	25	55	29	24	25	50	42	41	34	33
	うち基準外繰入金	24	33	28	23	25	24	21	20	18	17
資 本 的 収 入	うち基準内繰入金	1	22	1	1		26	21	21	16	16
	うち基準外繰入金	44	52	59	64	58	50	44	46	48	49
資 本 的 支 出	うち基準内繰入金	28	40	45	49	49	50	44	46	48	48
	うち基準外繰入金	16	12	14	15	9					1
合 計		69	107	88	88	83	100	86	87	82	82

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)		10.9									
料金回収率※ (%)	101.7	108.1	120.6	131.4	125.2	94.0	101.9	99.8	100.2	100.8	
資本費 (円又は%)	47.7	48.1	44.1	42.8	41.2	67.5	63.0	62.4	61.7	61.2	
総収支比率(法適用) (%)	104.7	94.6	122.3	130.3	121.4	100.9	107.6	105.6	105.0	105.7	
経常収支比率(法適用) (%)	104.7	114.7	122.3	130.3	134.0	100.9	107.6	105.6	105.0	105.7	
営業収支比率(法適用) (%)	128.7	129.6	140.4	151.3	149.8	107.0	110.6	106.5	107.0	107.2	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	204.1	209.8	173.8	157.2	142.8	96.7	91.7	88.3	85.2	81.5	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	5.9	11.6	6.2	5.5	5.6	11.2	9.8	9.9	8.5	8.5
	うち基準内繰入金 (%)	5.6	6.9	6.0	5.3	5.6	5.4	4.9	4.8	4.5	4.4
	うち基準外繰入金 (%)	0.3	4.7	0.2	0.2	0.0	5.8	4.9	5.1	4.0	4.1
	資本的収入分 (%)	74.6	14.3	18.7	46.0	33.1	37.0	15.9	82.1	42.9	19.4
	うち基準内繰入金 (%)	47.5	11.0	14.2	35.2	28.0	37.0	15.9	82.1	42.9	19.4
	うち基準外繰入金 (%)	27.1	3.3	4.5	10.8	5.1					0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金収入については、少子高齢化・景気の悪化等減少傾向にある。今回の計画に於いても年次減少計画である。料金改定は、簡易水道事業（法非適）の経営統合に伴い、従来の水道事業が簡易水道の収支を補うような料金体系となっているので、料金水準が適正であるとは言えない状況である。</p> <p>しかし現状では経営統合が済んだばかりで即時の料金改定は考えていない。数年は統合した会計の現状を把握し、その後料金改定を検討する予定である。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>「地方公営企業繰出金について」に該当する経費については、一般会計から満額繰り入れる。統合後の簡易水道については、料金収入では事業費用が賅えない状況にあり、既存の水道事業の利益を充当するが、それを超えて不足する分に対して経営が安定するまでの間は基準外繰入金を入れる予定である。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>平成28年の事業統合を視野に入れ、平成26年から浄水場の建設並びに安心安全な水の供給に資するための施設整備を見込んでいる資産については、山間部の物件が多く、資産売却による収入は見込めない。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>平成19年度に旧水上町と旧新治村の量水器交換を全地区対象に行った。平成27年度に次回検満期を迎え多額の費用が発生するため、平準化し前倒しで平成25年度から計画する。</p> <p>合併後ほとんど無かった損益勘定留保資金も、経営改善により徐々に蓄えられ、今まで設備投資に起債を中心に充当してきたが計画的に留保資金を活用していく。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	③	町で策定した「行財政改革行動指針」に従い、定数管理の適正・合理化を推進していく。 町内全域の遠隔監視システムの整備が平成24年度に終了する為、平成25年度より職員を1名減員する予定である。 民間委託等を踏まえ、組織の簡素化・事務の効率化を図りつつ早期退職者の推進並びに新規採用者の抑制等で職員の純減を図る。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	③	平成18年度から国公行(一)を導入し、枠外昇級を廃止するなど国同様の給与構造改革を推進している。 地域手当については、国の対象地域となっていないため支給していない。 今後とも国・県や他の地方公共団体の状況を踏まえ適正化に努めていきたい。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	③	平成21年度より在職中の技能労務職員を一般行政職に変更する。ただ給料表は元から第一表を使用していたため職名の変更のみとなる。 また、給与情報についての公表は行っているが、民間比較の公表については検討中である。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	③	普通退職・勲奨退職ともに退職者特別昇給制度は、平成18年4月1日に廃止している。
◇ 福利厚生事業のあり方	③	福利厚生事業については、法令等に規程に基づき、同規模自治体の例等を参考にし点検・見直しを行い住民の理解が得られる様、適正な水準の事業運営を図っていきたい。 また、互助会等への補助は現行は行っておらず改善済みである。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	今後の取組として、検針業務・閉開栓業務・調定事務・料金収納業務等の包括的な民間委託が考えられるが、費用対効果等を勘案し、コスト削減効果が期待できるようであれば推進したい。 施設の維持管理については、一部民間委託を行っているが殆どは直営で行っている。異動等で職員の教育に労力を要するため、専門技術者の委託等も視野に入れ検討中である。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	一般会計は平成18年度から公共施設等の指定管理者制度を導入しているが、企業会計に於いては現在検討中である。 民間委託の導入については、費用対効果等を考慮し、実施可能な業務について検討を行っている。実施については段階的に委託化を進める予定である。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	簡易水道事業（法非適）の経営統合に伴い、従来の水道事業が統合した簡易水道の収支を補うような料金体系となっていることから、料金水準が適正であるとは言えない状況である。 しかし現状では経営統合が済んだばかりで即時の料金改定は予定していない。今後統合した会計の現状を把握し、計画的な経営・事業統合など経費削減に取組み、その後料金改定を視野に入れ検討を行う予定である。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	①②③④⑤	前回同様、町の広報誌・ホームページ等の公開を検討している。 予算・決算については、町の広報誌に状況や半期の執行状況を公開している。 また予算については、各戸に「予算のあらまし」の冊子を配布している。
○ 行政評価の導入	①②③④⑤	すべての事務事業の実績検証と今後の事業について評価分析し、事務事業の効率性や経済性を検証し効率的な事務改善を図るため平成20年度より行政評価システム（施策評価・事務事業評価）の研修会を開催し、平成22年度より本格導入している。
4 その他	④⑤	平成28年を目標とする水道事業の事業統合に向け、事務の効率化や施設の統合等スケールメリットを活かしつつ、経費の見直し等を積極的に行う。 未収金対策では、合併後滞納整理に力を入れた結果、未収金は年々減少してきている。引き続き給水停止や支払督促制度を利用し未収金解消に努める。平成23年10月からコンビニ収納を実施し納付の利便性を図る。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<p>平成28年を目標とする水道事業の事業統合に向け、事務の効率化や施設の統合等スケールメリットを活かしつつ、経費の見直し等を積極的に行う。職員数は、前回の計画で目標を達成しており引き続き町で策定した「行財政改革行動指針」に従いながら、事務事業の見直しを継続的に行い定数管理の適正合理化に努める。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>平成19年度の上下水道料金経営改善検討委員会で「経費の見直しが最優先では有るが、収益の95%を水道料金で賅っている状況で、経営状況が悪化すれば料金改定での対応に頼らざるを得ない、現状（統合前の水道事業会計）から割り出した場合110円から150円に段階的に改定を行う事が適正である」と答申が出されている。</p> <p>平成23年4月に簡易水道と経営統合が行われ、予算ベースでは純利益が減少している状況から判断すると早期の繰越欠損金の解消は難しいと思われるが、会計の統合を行ったばかりで今年度初決算を済まし現状を把握してから検討予定である。</p> <p>また料金の適正化については、適切な原価計算に基づき、連続して損失を計上しないよう適宜水道料金の見直しは行わなければならないと考える。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>統合前の水道事業は基準内繰入金のみで運営していたが、簡易水道については、基準外繰入金を計上していた。そのため統合後はまず既存の水道事業の利益を充当し、不足する分に対して経営が安定するまでは基準外繰入金を引き続き入れる予定である。</p>
4 その他	<p>平成28年の簡易水道事業統合を見据えた計画により、補助金等を有効に活用し、経常経費の削減効果及び企業債の抑制に係る利息分の削減効果が見込まれる。</p> <p>また、繰上償還に係る借換債を内部留保資金を活用することで経費の節減効果も見込まれる。</p>

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画初年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画第2年度)	平成25年度 (延長計画第3年度)	平成26年度 (延長計画第4年度)	平成27年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値		174.6	143.6	118.6	96.6	74.3						
		(実績値)	204.1	209.8	173.8	157.2	142.8							
		延長計画の目標値					96.7							
		企業債現在 高	2,231	2,148	2,054	2,019	2,137	2,351						
		延長計画の目標値		2,151	2,055	1,953	1,899	2,351		1,756	1,620	1,530	1,585	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
	②	料金改定率		36.4	26.7	15.8									
		改善効果額 (料金の適正化)		35	69	80	76	71	331						
	②	未収金の徴収対策													
		改善効果額		10	12	11	8	8	49						
	③	一般会計負担金の額		31	31	29	26	26							
		改善効果額 (負担金の確保等)		19	19	17	14	14	83						
		資産の有効活用													
		改善効果額 (収入増額)													
		その他 ()													
		改善効果額													
	【経費の削減】														
	①	職員給与費の適正化													
		職員給与費 (退職手当以外)	89	89	89	90	84	84							
		改善効果額		0	0	-1	5	5	9						
	給与水準	50	50	50	50	47	47								
	改善効果額		0	0	0	3	3	6							
	その他 (期末助働手当等)	39	39	39	40	37	37								
	改善効果額		0	0	-1	2	2	3							
②④	維持管理費等	63	96	67	60	61	62								
	改善効果額 (適正化)		-33	-4	3	2	1	-31							
	工事コスト														
	改善効果額 (縮減額)														
	その他 ()														
	改善効果額														
当初計画改善効果額 合計									472						
(参考) 当初計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)									85						

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
		料金改定率													
		改善効果額 (料金の適正化)							-45					-45	
		未収金の徴収対策													
		改善効果額							0					0	
		一般会計負担金の額					27	26							
		改善効果額 (負担金の確保等)						0						0	
		資産の有効活用													
		改善効果額 (収入増額)													
		その他 ()													
		改善効果額													
	【経費の削減】														
	③	職員給与費の適正化													
		職員給与費 (退職手当以外)					76	79		79	74	74	74	74	
		改善効果額					5	5		5	10	10	10	40	
	給与水準					42	45		45	43	43	43	43		
	改善効果額					2	2		2	4	4	4	16		
	その他 ()					34	34		34	31	31	31	31		
	改善効果額					3	3		3	6	6	6	24		
	維持管理費等					67	62								
	改善効果額 (適正化)						0						0		
	工事コスト														
	改善効果額 (縮減額)														
	その他 ()														
	改善効果額														

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額」C欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。）。

延長計画改善効果額 合計 A										40
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B										
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C										
A+B+C										40
<参考>延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)										27

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	22	22	22	22	21	21	20	20	20	19
年間総有収水量 (千㎡)	3,987	3,740	3,560	3,318	3,329	3,305	3,205	3,109	3,015	2,924
公称施設能力 (㎡/日)	33,532	33,532	23,987	24,049	24,254	24,254	24,254	24,254	24,254	24,254
1日最大配水量 (㎡/日)	21,155	19,663	18,104	16,538	16,499	16,004	15,524	15,058	14,606	14,168
最大稼働率 (%)	63.1	58.6	75.5	68.8	68.0	66.0	64.0	62.1	60.2	58.4
供給単価 (円/㎡)	97.8	110.2	119.9	122.7	116.6	118.9	119.5	120.0	120.7	121.4
給水原価 (円/㎡)	96.1	101.9	99.4	93.4	93.1	126.5	117.3	120.3	120.4	120.4

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

合併後、旧町村間の料金格差が大きいため段階的に料金改定を行い平成21年度に町内料金を統一。
平成23年度に簡易水道を上水道に経営統合し、みなかみ町水道事業として会計を一本化。
平成27年度に事業認可変更を行い、平成28年度事業統合予定。